

様式第2号（第4条関係）

那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

事業者名称

代表者氏名

那覇市の介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いの届出を行うに当たり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 特定福祉用具の販売及び住宅改修（以下「住宅改修等」）の提供に関しては、関係法令並びに那覇市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うように努めること。
- 3 住宅改修等を行うに当たっては、那覇市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めること。
- 4 被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払い制度の利用を拒まないこと。

（受給資格の確認等）

- 6 被保険者から本制度の利用を求められたときは、被保険者が提示する介護保険被保険

者証によって那覇市の被保険者であること、要介護認定または要支援認定を受けていること及び給付制限を受けていないことを確認すること。また、同時に介護保険負担割合証により被保険者の自己負担割合を確認すること。

(自己負担額の徴収と領収証の発行)

- 7 住宅改修費等については、介護保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

(記録の整備)

- 8 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から5年間保存すること。

(被保険者による不正行為の報告)

- 9 被保険者又はその家族が不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとした場合、遅滞なくその旨を那覇市に報告すること。

(指導・調査等)

- 10 市長が必要であると認めた住宅改修等の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに従うこと。
- 11 関係法令、通達、要綱又はこの遵守事項に違反したことで、市長からその是正等について指導を受けたとき又は受領委任払い制度の事業者登録について取消しの通知を受けたとき、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理等)

- 12 被保険者又は家族その他の者からの苦情又は相談があった場合、被保険者又は家族その他の者の状況を詳細に把握するとともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑且つ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を当該被保険者の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 13 住宅改修の施行に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者又は家

族その他の者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者又は家族その他の者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 1 4 事業者の職員は、業務上知り得た被保険者又は家族その他の者の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た被保険者又は家族その他の者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。

以上